北海道営工業用水道供給規程

昭和42年９月20日
企業管理規程第７号

改正　昭和63年12月27日企業管理規程第11号　平成元年３月31日企業管理規程第３号
平成元年５月８日企業管理規程第10号　平成９年４月３日企業管理規程第２号
平成11年３月26日企業管理規程第１号　平成26年３月28日企業管理規程第１号

北海道営工業用水道供給規程を次のように定める。

北海道営工業用水道供給規程

（趣旨）

第１条　北海道営工業用水道による工業用水の供給については、法令、条例その他に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（給水量の最小限度）

第２条　１給水先当たりの給水量が予定使用水量（１日における最大の１時間当たりの使用予定水量に24を乗じて得た水量をいう。）100立方メートル未満である場合には、工業用水を供給しない。ただし、管理者が特に給水する必要があると認めた場合は、この限りでない。

（用途の制限）

第３条　工業用水の供給を受ける者（以下「使用者」という。）は、供給を受けた工業用水を工業用以外の用途に使用してはならない。ただし、消防用に使用する場合は、この限りでない。

（基本使用の申込み）

第４条　工業用水道を使用しようとする者は、基本使用申込書（別記第１号様式）により申し込まなければならない。

（基本使用の決定等）

第５条　管理者は、前条の申込みを受けたときは、給水すべきかどうかを決定し、給水すべきものと決定した場合には基本使用決定通知書（別記第２号様式）により１日における最大の１時間当たりの使用水量に24を乗じて得た１日当たりの使用水量（以下「基本使用水量」という。）とともにその旨を、給水しないことと決定した場合にはその旨を当該申込者に通知するものとする。

（基本使用水量の変更）

第６条　前２条の規定は、基本使用水量の変更について準用する。この場合において、第４条中「基本使用申込書（別記第１号様式）」とあるのは「基本使用変更申込書（別記第３号様式）」と、前条中「基本使用決定通知書（別記第２号様式）」とあるのは「基本使用変更決定通知書（別記第４号様式）」と読みかえる。

（特定使用の決定等）

第７条　使用者は、基本使用水量を変更しないで一定の期間基本使用水量を超える給水を受けようとする場合は、特定使用申込書（別記第５号様式）により申し込まなければならない。

２　管理者は、前項の申込みを受けたときは、当該申込みに係る工業用水につき給水すべきかどうかを決定し、給水すべきものと決定した場合には特定使用決定通知書（別記第６号様式）により１日における最大の１時間当たりの使用水量に24を乗じて得た１日当たりの全使用水量から基本使用水量を控除した使用水量（以下「特定使用水量」という。）及びその給水期間とともにその旨を、給水しないことと決定した場合にはその旨を当該申込者に通知するものとする。

（流末施設の構造）

第８条　使用者が給水を受けるために設置する給水管及びこれに直結する給水用具（以下「流末施設」という。）は、次の各号の要件を備えるものでなければならない。

（１）　逆流によって工業用水が汚染するおそれがないものであること。

（２）　配水管の水圧に影響を及ぼすようなポンプ等を連結させないこと。

（流末施設の新設等）

第９条　使用者は、流末施設を新設し、増設し、改造し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ流末施設新設（増設、改造、撤去）届（別記第７号様式）により届け出なければならない。

（流末施設の調査）

第10条　管理者は、工業用水道の管理上必要と認めるときは、その職員に流末施設を調査させるもの

とする。
2　前項の調査に従事する職員は、身分証明書（別記第８号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（給水の制限又は停止）
第11条　管理者は、次の各号に掲げる場合は、給水を制限し、又は停止することができる。
（１）　災害による工業用水道施設の損壊
（２）　工業用水道施設に係る工事の施工
（３）　使用者がこの規程に違反した場合
（４）　その他やむを得ない理由がある場合
2　管理者は、前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめその期間及び原因を使用者に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
3　第１項の給水の制限又は停止により使用者に損害を生ずることがあっても、道は、その責任を負わない。
（適正使用の原則）
第12条　使用者は、工業用水を常時均等に使用するように努めなければならない。
2　管理者は、給水の適正をはかるため必要があると認めるときは、使用者に対し使用方法の改善を求めることができる。
（使用休止等の届出）
第13条　使用者は、工業用水道の使用を６箇月以上の期間にわたり休止しようとするときは、あらかじめ工業用水道使用休止届（別記第９号様式）により、管理者に届け出なければならない。
2　使用者は、工業用水道の使用を廃止しようとするときは、工業用水道使用廃止届（別記第10号様式）により廃止しようとする日の30日前までに、管理者に届け出なければならない。
（使用水量の決定）
第14条　管理者は、毎月20日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日に当たる場合はその翌日、土曜日に当たる場合はその翌々日、前条の届出があった場合は当該休止又は廃止の日）に水量メーターにより使用水量を確認し、使用水量通知書（別記第11号様式）により使用者に通知する。ただし、水量メーターの故障により使用水量を確認できない場合は、管理者が使用水量を決定する。
（水量メーターの検査）
第15条　使用者は、管理者が設置した水量メーターに異状があると認めるときは、水量メーター検査請求書（別記第12号様式）により管理者に対し水量メーターの検査を請求することができる。
2　管理者は、使用者が設置した水量メーターに異状があると認めるときは、水量メーター修繕等指示書（別記第16号様式）により、使用者に対し、当該水量メーターの修理又は取替えを指示することができる。
3　使用者は、前項の指示を受けたときは、水量メーターの修理又は取替えをしなければならない。
4　前項による水量メーターの修理又は取替えに要する費用は、使用者の負担とする。
（氏名等の変更）
第16条　使用者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、氏名等変更届（別記第13号様式）により、すみやかに管理者に届け出なければならない。
（使用者の地位の承継）
第17条　相続又は合併により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が使用者の地位を承継したときは、承継届（別記第14号様式）により、すみやかに管理者に届け出なければならない。
（水質）
第18条　工業用水の水質基準は、次のとおりとする。

項目	基準
水温	摂氏25度以下
濁度	15度以下

水素イオン濃度	ＰＨ6.0以上8.0以下

（水圧）

第19条　配水管末における最低水圧は、原則として１平方センチメートルにつき0.5キログラム以上とする。

（使用月の始期及び終期）

第20条　北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例（昭和42年北海道条例第31号。以下「条例」という。）第２条に規定する使用月の始期は第14条の規定により確認した日とし、終期は次回に確認した日の前日とする。

（水量メーター使用料の額）

第21条　条例第２条第３項の規定による水量メーター使用料の額は、次の表に定める金額に100分の108を乗じて得た額とする。

口径	単位	金額
75ミリメートル以下	１個	6,600円
76ミリメートル以上 400ミリメートル未満	１個	6,700円
400ミリメートル以上 500ミリメートル未満	１個	6,800円
500ミリメートル以上 700ミリメートル未満	１個	7,000円
700ミリメートル以上	１個	8,100円

（料金等の徴収方法）

第22条　条例第４条の規定による料金及び分担金の徴収方法は、管理者の発行する納入通知書によるものとする。

（料金の減免）

第23条　条例第５条の規定により、料金の減免を受けようとする使用者は、料金減免申請書（別記第15号様式）により申請しなければならない。

（書類の経由）

第24条　この規程に基づき管理者に提出する書類は、工業用水道管理事務所を経由して提出しなければならない。

附　則

この規程は、昭和42年９月20日から施行する。ただし、第20条から第23条までの規定は、昭和42年11月１日から施行する。

附　則（昭和63年12月27日企業管理規程第11号）

１　この規程は、昭和63年12月27日から施行する。

２　この規程の施行の際現に交付されているこの規程による改正前の様式による証明書は、この規程による改正後の様式による証明書とみなす。

３　この規程の施行の際現にこの規程による改正前の規程に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規程による改正後の規程の規定にかかわらず、昭和64年３月31日までの間使用することを妨げない。

附　則（平成元年３月31日企業管理規程第３号）

この規程は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成元年５月８日企業管理規程第10号）

この規程は、平成元年５月21日から施行する。

附　則（平成９年４月３日企業管理規程第２号）

１　この規程は、平成９年４月３日から施行する。

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している工業用水の使用で、施行日から平成９年４月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第21条の規程にかかわらず、なお従

前の例による。

附　則（平成11年３月26日企業管理規程第１号）

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月28日企業管理規程第１号）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して工業用水の供給を受けている者に係る料金であって、施行日から平成26年４月30日までの間にその額が確定するものについては、この規程による改正後の北海道営工業用水道供給規程第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第１号様式
（第４条関係）
別記第２号様式
（第５条関係）
別記第３号様式
（第６条関係）
別記第４号様式
（第６条関係）
別記第５号様式
（第７条関係）
別記第６号様式
（第７条関係）
別記第７号様式
（第９条関係）
別記第８号様式
（第10条関係）
別記第９号様式
（第13条関係）
別記第10号様式
（第13条関係）
別記第11号様式
（第14条関係）
別記第12号様式
（第15条関係）
別記第13号様式
（第16条関係）
別記第14号様式
（第17条関係）
別記第15号様式
（第23条関係）
別記第16号様式
（第15条関係）